

## 自立に向けた活動を行う際の注意点

- ①経営相談先とは、よろず支援拠点等をいいます。
- ②経営相談先（よろず支援拠点等）は完全予約制です。  
予約方法等は経営相談先へ確認してください。
- ③住居確保給付金の申請書を提出する前に経営相談先に相談し、  
自立に向けた活動計画を策定してください。  
自立に向けた活動計画はご自身で記入してください。
- ④原則月1回以上、経営相談を受けて、自立に向けた活動相談日や内容等を  
「自立に向けた活動状況報告書」にご自身で記入してください。